

豊川村役場庁舎建築関係書類について

中村 凌太郎

1. はじめに

本稿は、ごく一部を除き現在は茨木市立文化財資料館で収蔵している「旧豊川村役場文書」内の史料番号 19 の簿冊に収録された戦後間もない昭和 24 年（1949 年）に清水に新築された豊川村役場庁舎の工事に関係した史料につき紹介するものである。

この書類綴の目録に関しては、旧茨木市史編さん室によって一部、作成されているが、改めて今年度（2024 年度）に中村がその見直しと新規追加を行い、完全版を作成した。

2. 豊川村の概要（註 1）

豊川村は明治 21 年（1888 年）4 月の「市制・町村制」の公布により進められた町村合併の結果、翌明治 22 年（1889 年）4 月 1 日に江戸期から続いてきた栗生、小野原、宿久庄、清水、道祖本村の計 5 ケ村が合併して誕生した村である。同時にこれらの村の旧村名を継承した大字が編成された。

同村の名前は、村域を貫流する勝尾寺川の「河水の引用すこぶる便にして、年々豊作を得」られることから命名されたという（註 2）。

戦後、昭和 28 年（1953 年）の「町村合併促進法」による全国市町村の再編成の進行により、昭和 31 年（1956 年）に箕面町と合併し、箕面市が成立したことによって豊川村は解村した。

しかし古来より箕面と豊川は郡を別にしてきたため地縁的な事情等から豊川村、箕面町双方で合併に反対の声が多く上がっていた（註 3）。そこで大阪府の調停によって豊川村を一旦、箕面町に編入し、同町を設立した後に茨木市への編入賛成側の地区を同市へ分離編入することが決められた。

そして昭和 31 年の 12 月に旧豊川村の大字道祖本、宿久庄、清水、栗生と小野原の一部地域が茨木市へと分離編入され、昭和 55 年より豊川として茨木市の町名となり現在に至る。

3. 「旧豊川村役場文書」19 役場庁舎建築書類綴について

本綴は計 74 点が収められ、年代幅は昭和 24 年（1949 年）2 月から 7 月までの約半年間である。主に役場庁舎の建築に関する村役場の公文書（草稿も含む）及び大阪府、大阪府三島地事務所より豊川村に宛てられた通知書、証明書、工事に係る業者による資材等の見積書、新庁舎の建築図面関係の史料で構成されている。

豊川村役場については『新修茨木市史 第三巻 通史Ⅲ』において老朽化のために小野原から清水に新築移転されたことは既に説明されている（註 4）。しかし、その工事の過程あるいは新庁舎の建物の実態については未だ明らかにされていない。当簿冊には、特に従来、明らかにされてこなかった新庁舎の工事の経緯について読み解ける史料が豊富に残されており、庁舎の工事に至るまでの過程から庁舎の完成まで、その実態につき明らかにすることが可能である。

例えば、豊川村役場から関係者に送付された通知書を確認すると、新庁舎工事の過程につき、詳細に読み解くことが出来るものとなっている。

時系列に沿って確認していくと、2 月 17 日の建築委員との役場庁舎建築に関する協議会で工事の方針が決定し、次のように進行していった。

まず 2 月 26 日に建設業者による入札、3 月 3 日に豊川村農地委員会より赤間文三大阪府知事に対し役場敷地許可申請書の送付、同日に地鎮祭の執行、7 日に赤間知事の申請許可、4 月 6 日に役場庁舎上棟式を経て、23 日に着工、8 月 1 日に新庁舎落成式が執行されたことが分かる。

特に興味深いのは新庁舎建築工事に至るまでの背景につき説明がされている 2 月 19 日開催の豊川村村会で吉田清順豊川村村長によって提出、即刻原案可決がなされた第 45 号議案「庁舎改築決定の件」である。ここで吉田は「昭和十二年度改築の議あつて以来再三計画をし多年之が促進実現のため挙げて全力を集中して来たが戦争に伴ふ諸資材金等調達の関係上実施に至らなかったが今般官有物の払下を機として一挙に多年村民熱望せる

改築を実施せんとするものである」と説明している。よってこの史料からは豊川村役場庁舎の改築は既に昭和12年（1937年）の時点から計画されていたものの、日中戦争及び太平洋戦争による影響で見送られた経緯があり、苦節12年にして漸く役場と村民双方の宿願であった新庁舎の建築が決定したことが分かる。

ちなみにこの「官有物」とは兵庫県の旧加古川第一陸軍病院のことであり、昭和24年（1949年）2月4日付で大阪財務局と吉田との間に国有財産売買契約書が交わされている。加えてこの旧陸軍病院の建物の用途は、豊川村が役場新庁舎の建築用資材として再利用するためであったことが確認できる。

また工事の過程に関わる史料としては新庁舎の建築に関する豊川村の予算関係史料も注目される。草稿と思われる「豊川村役場庁舎改築費調達案」からは新庁舎の建築のための総予算の130万円の調達につき、現役場庁舎を処分して約30万円を調達することと、残りの100万円については、それぞれ短期の村債または村民の資金の直接負担による調達という2案が構想されていたことが分かる。最終的には前述した2月17日の協議会で建築費として100万円の借入れが決定したことが確認できる。

2月中に吉田より三島地方事務所長へ昭和24年度地方債発行の計画について第45号議案を添付し通知がなされたものの、ここで予想外の事態が起きたことが確認できる。

それは3月14日に改正重延大阪府三島地方事務所長より各町村長に送付された通知書から以下のことが読み取れる。改正によると「経済九原則実施後起債の詮議は極めて困難視せられる状況となったので本年度に於て今後事業費財源として地方債を発行することは殆ど期待することが出来ない実情にある（中略）起債以外の財源で施行できるものの外事業の中止又は打切り等をなすなど予算の執行につき特に留意せられたい」として町村の事業に対する財源としての地方債の発行が不可能に近い状態となったことであった。

また3月に豊川村によって作成された「起債事業執行状況調」によると、本年度事業費137万8078円（村役場庁舎建築）の内訳として旧庁舎の売払金が20万円で当初の資金調達案での見積

よりも10万円も安くなっていたことが分かる。しかし、その一方で前述した調達案では考慮されていなかった一般寄付金が27万8078円も集まったことで、計47万円分の資金の調達に成功したことがうかがえる。また未確定財源として起債90万円があったことも確認でき、これに調達資金を合わせることで村役場新庁舎建築工事は地方債を抜きにしてその実施が可能となったことが分かる。

4. 豊川村村役場新庁舎について

前章で述べたように『新修 茨木市史 第三巻 通史Ⅲ』において戦後の豊川村役場の新築移転については既に説明がなされている。しかし庁舎の建物の実態については何らの説明もなく、また豊川村役場新庁舎、その後身である茨木市役所豊川支所の写真も管見の限り、現存していないためにその姿については未だに不明である。

そこで本章では当簿冊に収録された新庁舎の建築図面等を中心に用いることで可能な限り、豊川村役場新庁舎の実像につき復元していきたい。

「豊川村役場移築其の他工事仕様書」及び「臨時建築制限規則による許可（及び資材割当）申請書」によると本庁舎の建築面積は409㎡であり、建物の棟数は計5棟であった。建坪は126.5坪で、建物の構造は基礎がコンクリート打の木造平屋建であった。

庁舎を構成する5棟の建物は、それぞれ本館（59.75坪、建築面積（以下、面積と簡略）272㎡）、書類庫（9坪、面積36㎡）、小使室（註5）（10.50坪、面積39.2㎡）、便所（9坪、面積31.5㎡）そして書類庫の横に一回り小さな建物（註6）の計5棟の1階建てであった。加えて自転車置場（7.5坪、面積30.3㎡）も設置されていた。外観に関しては、本館のみ屋根が日本瓦であり、残りの建物の屋根は全てスレートであったことが確認できる。

それぞれの建物の位置については、「豊川村役場移築工事設計図 全般 敷地実測図、配置図」によると敷地の中心に本館が位置し、本館裏側に右から小使室、便所、書類庫が並立しており、自転車置場は本館正面の南端に設置されていたことが確認できる。

続いて建物の内部構造については、「豊川村役

場移築其他工事仕様書」及び「豊川村役場移築工事設計図 平面図 姿図」によると本館は大部屋の事務室と会議室、村長室、2部屋の会計室で構成されていたことが分かる。また床は板張り、天井は板打上、廊下の一部の天井はテックス張となっていたことが確認できる。小使室は湯沸場及びその奥の2部屋の居室で構成された建物であり、床は居室のみが畳張りであったことも分かる。

また建築図面には記載されていないものの、「役場庁舎追加工事並諸費内訳書」によると庁舎の周辺には表門、裏門、塀が設置されていたことが推測できる。

5. おわりに

当簿冊に収録された豊川村役場新庁舎の建築工事に関する史料はいずれも従来、『茨木市史』あるいは『箕面市史』では、その実態につき明らかにされてこなかった工事の進捗過程及びその関係予算、そして新庁舎の外観から内部構造に至るまで、その詳細が読み取れるものとなっていた。

またこの新庁舎の建築工事は、はからずとも戦後における豊川村の最初の大事業となったことを考慮すると、本史料群は戦後の豊川村の歴史を語る上で重要な史料として位置付けることが出来よう。

註

- 1) 豊川村の概要については主に「角川日本地名大辞典」編纂委員会編『角川日本地名大辞典 27 大阪府』（角川書店、1983年）、「豊川村の略史」（箕面市役所総務部庶務文書課編『箕面市行政目録二』1980年）を参照した。
- 2) 前掲、「豊川村の略史」p. 74。
- 3) 同上 p. 75。
- 4) 茨木市史編さん委員会編 2016、p. 856。
- 5) 小使室はその名称につき現在ではあまり馴染みがないものの、小使とは官庁等での用務員を指し（日本国語大辞典刊行会『日本国語大辞典 第四巻』小学館、1974年）、よってそこから同室は用務員の部屋として理解して差支えないであろう。
- 6) この建物については建築図面等で説明がないためにどのような用途で使われたかについては不明である。

参考文献

- 茨木市史編さん委員会 2016『新修茨木市史 第三巻 通史Ⅲ』茨木市
- 遠藤俊六 2016「豊川村役場文書にのこる埋火葬認許書類について」『新修 茨木市史年報』第14号
- 箕面市役場総務部庶務文書課編 1980「豊川村の歴史」『箕面市行政目録』